

官報

号外

昭和二十六年五月十日

○第十回参議院會議錄第三十八号

昭和二十六年五月九日(水曜日)午前十一時二十五分開議

議事日程 第三十七号

昭和二十六年五月九日

午前十時開議

第一 河川法の一部を改正する法律案(衆議院提出) (委員長報告)

第二 経済調査庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

○副議長(三本治朗君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨七日本院は、国会の会期を五月二十八日まで二十日間延長することを議決し、即日その旨を衆議院及び内閣へ通知した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

会社更生法案

同日議院において採択することを議決した恩給金庫再開に関する諸額外四件の諸額および元職傷病者に対する恩給増額の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日内閣から、検査官適格審査会予備委員たる久松定武君は参議院議員を辞任したのでその後任者の選出を願うた旨の要求書を受領した。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 秋山俊一郎君

水産委員 山本 米治君

決算委員 高橋進太郎君

議院運営委員 齋 武雄君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 山本 米治君

水産委員 秋山俊一郎君

決算委員 小杉 繁安君

議院運営委員 曾根 益君

同日議長運営委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 愛知 一君(愛知一君の補欠)

同日議長から同院は、第十回国会の会期を五月九日から五月二十八日まで二十日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

相互銀行法案

同日委員長から左の報告書を出した。

河川法の一部を改正する法律案可決報告書

経済調査庁法の一部を改正する法律案可決報告書

○副議長(三本治朗君) これより本日の会議を開きます。

この際お諮りして決定したいところとがござります。本日、小川久義君から理由を附して食糧管理法の一部を改正する法律案(衆議院提出)及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を衆議院及び内閣に送付した旨の報告書を受領した。

○副議長(三本治朗君) つきましては、日程に追加して内閣協議会協議委員の補欠選挙を行いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○木村守江君 私は、只今の内閣協議会協議委員の補欠選挙は、成規の手続を省略いたしましたして、議長において指名されんことの動議を提出いたします。

○高橋進男君 只今の木村君の動議に賛成いたします。

○副議長(三本治朗君) 木村君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて議長は食糧管理法の一部を改正する法律案(衆議院提出)及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を衆議院及び内閣に送付した旨の報告書を受領した。

○副議長(三本治朗君) 日程第一、河川法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長長の報告を求めます。建設委員長小林英三君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

河川法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十六年三月三十一日
衆議院議長 林 義治

参議院議長佐藤尚武殿

河川法の一部を改正する法律

河川法(明治二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第二項を次のように改める。

河川ニ関スル工事ニ因リテ必要ヲ生シタル他ノ工事ニシテ其ノ目的タル工作物ノ管理ノ費用ヲ公共団体若ハ私人ニ於テ負担スルモノニ付テハ其ノ工事ニ要スル費用ハ工事ノ必要ヲ生シタル程度ニ於テ河川ニ関スル費用ヲ負担スル者トシ但シ其ノ工事ニ因リ公共団体若ハ私人カ特ニ利益ヲ受クル場合ニハ其ノ利益ヲ受クル限度ニ於テ之ニ其ノ費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○小林英三君(委員長、拍手)

河川法の一部を改正する法律案の建設委員会におきまして審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は河川工事によつて必要を生じました他の工事の費用負担に関するもの

官報号外 昭和二十六年五月十日

参議院會議錄第三十八号

議長報告 会議 食糧管理法の一部を改正する法律案(衆議院提出)及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を衆議院及び内閣に送付した旨の報告書を受領した。

七二七

でございまして、現行法が工事の目的でありまする工作物の管理者の負担を原則としておりますのを改めまして、原因者負担を原則とし、工作物管理者が特にその工事によりまして利益を受ける場合には、その費用の一部を負担せしめることが負担の均衡を期するゆえんであるとすものであるとあります。

委員会におきましては、提案者のほか、建設省、運輸省及び地方自治庁当局との間に質疑応答を重ねて慎重に審議をいたしたのであります。今その主なるものを挙げますと、工事の必要原因が河川と附帯工作物と両々相待つ場合はどうするか。河川改修よりも先に附帯工作物の整備を必要とするような実情にある場合の措置はどうするか。本案改正と昭和二十六年年度予算との関係はどうであるか。改正の結果、私鉄の負担を減じて地方団体の負担増加を来たすようなことはないか。本案実施後、これと平衡交付金との関係はどうなるか。又河川法は古い時期の制定にかかり、根本的改正を要すると思うが、特に本案のみの改正を図る理由はどうであるかというようなことであつたのであります。詳細は速記録によつて御了承願ひたいと存じます。

かくて質疑を打ち切りまして、討論を省略、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(三本治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○副議長(三本治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三本治朗君) 日程第二、経済調査庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

経済調査庁法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年三月三十一日

衆議院議長 林 義治

参議院議長 佐藤尚武殿

(小字及び一は衆議院改正)

経済調査庁法の一部を改正する法律案

経済調査庁法の一部を改正する法律

経済調査庁法(昭和二十三年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一條の二但書中「一年間を限り」とを「昭和二十六年十二月三十一日までを限り」と改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○河井彌八君 経済調査庁法の一部を改正する法律案の内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。これは政府提出案でありましたが、衆議院において修正を加えまして、本院に送付せられたのが本案であります。内閣委員会は、委員会を開くこと二回、ほかに休会中に数回の打合せを開きまして、昨日全会一致を以て本案を可決すべきものと議決いたしました。

先ず本案の内容を説明申し上げます。第七国会におきまして、経済調査庁法の一部を改正する法律案が成立いたしました。即ち昨年五月十日に公布せられたのであります。その結果、経済調査庁は、その日から起算いたしまして一年間を限つて特別調査の業務の調査を行い、経理の監査を行うことになつたのであります。従つてこの調査及び監査の権限は本日(即ち期満)と相成るわけでありまして、政府提出の原案は、法文の「一年間を限り」とあるのを「当分の間」と改めたものであります。

が、衆議院におきましては、この改正案を「昭和二十六年十二月三十一日までを限り」と修正いたしましたのであります。内閣委員会は、かねて行政機構の整備に関する調査の歩を進めておりましたのであります。経済調査庁が特別調査の業務の調査、経理の監査をいたしましたことについて、又周到なる調査を行なつて参つたのであります。即ち、或いは委員会を開いて経済調査庁並びに特別調査庁当局から数回に亘つて詳細な報告を聴取いたしました。或いは又地方にあるところの管区地方経済局や特別調査局についても実地の調査を行つた。大いに努力いたしましたのであります。予算面においては終戦処理費の総額は、二十五年度が一千九百九十二億余円、二十六年度は一千二百七十七億余円でありまして、特別調査庁において処理いたしております終戦処理費の額は、その大部分即ち九百億以上になつておるのであります。これは極めて巨額なものとなつておるのであります。これが適正に使われるということは、国の行政上の信用を内外に維持する上からも、又財政経済の上からも極めて重要なことであるのは勿論であります。然るに不幸にして多数の非難すべき事項があらはれたことは、会計検査院の検査報告書等に徴しても明らかであります。私は今ここにその不正不当の事項を挙げ、又そのよつて来たるところの事由

るが、衆議院におきましては、この改正案を「昭和二十六年十二月三十一日までを限り」と修正いたしましたのであります。内閣委員会は、かねて行政機構の整備に関する調査の歩を進めておりましたのであります。経済調査庁が特別調査の業務の調査、経理の監査をいたしましたことについて、又周到なる調査を行なつて参つたのであります。即ち、或いは委員会を開いて経済調査庁並びに特別調査庁当局から数回に亘つて詳細な報告を聴取いたしました。或いは又地方にあるところの管区地方経済局や特別調査局についても実地の調査を行つた。大いに努力いたしましたのであります。予算面においては終戦処理費の総額は、二十五年度が一千九百九十二億余円、二十六年度は一千二百七十七億余円でありまして、特別調査庁において処理いたしております終戦処理費の額は、その大部分即ち九百億以上になつておるのであります。これは極めて巨額なものとなつておるのであります。これが適正に使われるということは、国の行政上の信用を内外に維持する上からも、又財政経済の上からも極めて重要なことであるのは勿論であります。然るに不幸にして多数の非難すべき事項があらはれたことは、会計検査院の検査報告書等に徴しても明らかであります。私は今ここにその不正不当の事項を挙げ、又そのよつて来たるところの事由

を申述べることが差支をまするが、経済調査庁の行なつたこの調査、監査によりまして、これが著しく改善せられたことは明らかであります。その際、又特別調査庁自身におきまして、大いにその欠点を是正いたしました。事務の取扱い等を著しく改善せられた事実があるのであります。更に又進駐軍の最高幹部からも、最も理解ある援助をこれに加へられたことも事実であります。かくて特別調査庁の事務はよほど改善せられてよくなつて参りました。そこで、同時に国費の節約せられた額も相当大きなものがあるといふことを申上げて置くのであります。

委員会において、昨日質疑応答の結果、明らかにいたしました事項を要約して申し上げます。第一には、現行法の「一年間を限り」とあるのを、政府が「当分の間」と改正して提案をいたしました理由につきましては、特別調査庁の業務の調査、経理の監査は、成るべく早く終結したいということ、政府は一応その期間を本年末日までを適當とすると考えたのでありますけれども、万一それで狂いが生ずることがあつてはいけなかつたと思ひまして、大事をとつて「当分の間」とするといふ改正案を作つたといふのであります。第二に、然らば衆議院において「当分の間」といふのを「昭和二十六年十二月三十一日までを限り」と修正した理由は如何

であるかという点であります。これにつきましても、衆議院の本会議並びに委員会の議事録を見ましても、少しもその説明が記載されていないのであります。衆議院の委員会に出席いたしまして、その審議にあずかつた小峯経済安定次官の説明によりますと、その理由は、一つの官庁が他の官庁を調査をすることは成るべく避けたい。従つて成るべく早くこれはやめたいものである。「当分の間」とは又明確を欠くことであるから、時期を明らかにする必要がある。又経済調査庁は過去一年の実行によりまして、調査、監査に習熟して来たのであるから、その期間を半年にいたしてもよろしいと考えるけれども、もう少し延長いたしまして、年末に国会が召集せられ、国会の閉会期まで継続実行せしめることが適當であるという意味であつたという説明があつたのであります。第三に、過去一年間に調査監査を行つたその効果はどうであるかという意見であります。これに対しては、特別調査庁の業務運営上大なる改善を見た。更に又特別調査庁におきましては、内部機構改革によりまして一層の整備を加へんとするに至つておるとのこと、又各事項につきましても、工事関係は問題はいけれども、需品関係には今なお若干改善を要するものがある。経理関係につきましても、金額に現れたる利益は明示したいという説明でありまし

たが、この所定の期限が経過いたしました後といへども、特別調査庁の事務の取扱がもう軌道に乗つておりますから、再びこれは以前のごとき乱脈になる虞はないという説明でありました。第四には、講和條約が締結せられるならば特別調査庁は廃止せられるかどうかという問題、これは廃止せられるという説明でありました。その場合に解職せられる者に対する措置はどうかというにつきましても、そのときに臨んで十分最善の手段を盡すつもりであるということでありました。第五に、会計検査院の権限内に経済調査庁の事務を包含せしめ、広く国の行政費の支出の監査をなさしめてはどうかという質疑に對しまして、会計検査院の本務は決算の検査確定にある。行政費の支出の検査を行うことはいたしませんが、これは経済調査庁の行う目的とは全く違ふものである。けれども、将来機構を改正いたしまして、強力なる調査監督機關を設ける必要があるという答へでありました。第六に、委員側から、現今経理が最も紊亂しておるのは公共事業費の支出にある、この際強力な行政監督機關設置の必要があるということを痛論したのであります。これらの不正行為の取締は、一方においては検査当局の発動に待つのは勿論であるけれども、行政上の不正を防遏して適正なる運営を期するためには、会計検査院に一任すべきではな

い。従つて現在のごとき空白状態は速かにこれを是正する必要があるということと強く言われたのであります。政府はこれに對しまして、周東経済安定本部長官から、特殊の強力な行政監察制度を設ける考えで、その必要を認めおつて、現にこれは計画中であるとか答へられました。そうして同時に、公共事業費の支出の調査監査等を経済調査庁になさしむることは効果を著ぐる所以ではなからうという説明があつたのであります。

大體かような質疑応答を重ねました末に討論に入つたのであります。補見委員からは、政府委員の説明によれば、この期限につきましても、これは期限は弾力性があるものであるということであるから、あえて反對する必要がない。従つて本案には賛成である。ただ公共事業費に関する調査監査に關しましては、これは経済調査庁に行かせるといふことも、経済調査庁の設置法によりますれば、それはあえてその性質に反するものではないといふことを考へるのであるけれども、併しこれは修正案を出すいたしましたとしても、そういう時がない。従つて今後この問題は委員会の他日の研究に譲りたいといふこととで、賛成の意見が陳述せられたのであります。次に梅澤委員からは、本案には賛成する。公共事業費の支出の調査に關しては強力な機構を設立するといふ政府の言明に對して期待を置くものであるという意味でありました。更に郡委員、林委員からは、本案に賛成する。ただ経済調査庁をして公共事業費に関する調査監査を行わせることの是非については疑いを持つておるといふ意味の意見の陳述をいたしました。政府は適當な措置を講ずるようという希望を述べられたのであります。かようにいたしました採決をいたしましたところが、全会一致を以て可決すべきものと議決せられた次第であります。

この段階報告申し上げます。(拍手)
○副議長(三本治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立者多数〕
○副議長(三本治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。
これにて日程は満了いたしました。が、本日午後吉田内閣総理大臣から外交問題について発言を求められておりますので、午後二時まで休憩いたします。
午前十一時四十七分休憩
午後二時七分開議
○副議長(三本治朗君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。
この際、内閣総理大臣の外交問題についての発言を許します。吉田内閣総理大臣。
〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕
○國務大臣(吉田茂君) 先頃、日本訪問をせられたダレス特使の使命については、同特使の声明或いは演説等において明らかにされておりますが、一応私から御報告をいたします。
米政府は、連合国最高司令官解任発表の日に、日本政府に對し、マッカーサー元帥の解任は日本若しくは極東に對するアメリカの一貫せる政策に何らの変更を意味するものでない、又日本側指導者として討議した基礎に基いて、でき得るだけ速かに講和條約を締結する努力を推進せんとするアメリカの決意に毫も影響を與へるものではないといふ旨のメッセージを日本政府に送り、又ワシントンにおいて対日平和解決の重大性に鑑みてダレス特使を東京に派遣する旨発表されたのであります。従つてダレス特使の日本訪問の目的は、日本に對する關係においては連合国最高司令官の更迭は対日政策及び対日平和條約を速かに締結する既定方針に何ら変りなきものであることを、日本國民にはつきりさせるにあつたのであります。ダレス特使は滞京中特に公開の演説を行なつて、日本國民一般に對しこの点を強調されたのであります。ダレス特使は今回の会談においても先ず同様の趣意を私に述べ、又リッヅウェイ中將も、前任者のマッカーサー元帥と同様、早期講和を強く支持するものであることを明らかにされた

のであります。ダレス特使は前回日本訪問の帰途、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド等に立ち寄られ、それらの政府、議会などの首脳者と会談して意見の交換をなし、その意見交換によつて得た結果を斟酌して條約案の起草を了し、これを極東委員会構成国十二カ国、これに加ふるにインドネシア、セイロン及び韓国を加えて十五カ国政府に提示して意見の開示を求めつつあること、及びワシントン出席前英国政府から條約案の提示があつたが、近々来米する英国外務省当局者との会談が行われる予定である等の話があつたのであります。私からは、ダレス特使の前回日本訪問以後の我が國の一般情勢、特に國民の間に早期講和に対する強い希望が起つて参つたこと、又米國政府の寛大にして公正なる講和方針に國民は感謝してゐることを申述べたのであります。今回の地方選挙の結果は、この私がダレス特使に述べたところを裏書きするものであり、米國方面の論評もそういう見方をいたしておるようであります。(拍手、「ノー」と呼ぶ者あり) 最近のアメリカ上院におけるマッカーサー元帥の証言においても、又憲法施行の記念日に際して連合國最高司令官リッヅウェイ中将の声明においても、対日講和の問題を特に取り上げており、又アメリカ國民一般のこの問題に対する関心も日々高まりつつあるようであります。我

我としては、この機運に適合して、連合國の好意により対日講和が速かに成立するように努力いたしたく、又諸君の御協力を切に願ふ次第であります。

なお、リッヅウェイ中将は右の声明で、日本が完全な自主権を回復するに備えるため、占領管理を漸進的に緩和するといふ方針を今後推し進めて行く旨も明らかにされたのであります。これは講和近きに臨んで最も機宜を得たものであり、政府といたしましては連合國最高司令官の意のあるところを酌みまして、最善の努力をいたすつもりであります。(拍手)

○副議長(三本治朗君) 只今の内閣総理大臣の発言に對し質疑の通告がございますが、これを明日に譲りたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

〔山花秀雄君発言の許可を求む〕

○副議長(三本治朗君) 山花秀雄君。

○山花秀雄君 私はこの際、労働組合運動弾圧に關して緊急質問をすることの動議を提出いたします。

○高橋達男君 只今の山花君の動議に賛成いたします。

○副議長(三本治朗君) 山花君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

認めます。よつてこれより発言を許します。山花秀雄君。

〔總理大臣どうした「恥かしくていられないのだから」「ここにおれ」と呼ぶ者あり〕

〔山花秀雄君登壇、拍手〕

○山花秀雄君 私は日本社会党を代表いたしましたして、労働組合運動弾圧に關連いたしました皇居前広場の中央メーデー会場使用禁止の問題、並びに五月三日の憲法祝典の会場において引き起された不祥事件について、我々の又國民の納得のできる釈明を吉田總理初め閣僚大臣より求めるものであります。(議長、總理大臣がいよいよ「吉田首相どうした」「副議長やめよ」と呼ぶ者あり)

戦後我が國が在来の封建國家より民主國家として再出発した以上、その國に健全なる民主的労働組合運動の育成發展を願う者は、労使双方の当事者だけでなく、政府も、國民も、國家全体を挙げての念願でなくてはならぬと我々は考へておるものであります。(拍手)

然るに吉田内閣の結成以來、その労働行政を見るに、往年の軍閥專制政治時代に見られたような、事ごとに労働運動を迫害し、最近に至つては、健全なる発達をなしたた民主的労働組合に對してすら、何らの見地もなく庄迫を加ふるに至つては、(「ノー」と呼ぶ者あり)國民のうちから反動政府の聲が上つて来るのは當然だと思ふのであります。

メーデーの行事は我が國においては永年の伝統になつてゐる労働運動の行事であります。戦前我が國を今日の状態に転落せしめた反動政府によつて不幸にも一時中絶の止むなきに至りました。終戦後の昭和二十一年復活し、ここに二十二年の伝統を有するに至つたのであります。特に戦後のメーデー行事は單なる労働者のみの行事ではございせん。國民的規模における働く者の祭典であります。そのことは、集まる大衆が毎回中央におきましては五十万人を超える事実がこれを明らかに証明しておるものであります。(その通り)と云ふ者あり)全國民的にも働く者が町から村に至るまで何百万という動員實数を政府当局は熟知しておるはずであります。若し政府が民主政治の何たるかを理解し、時代の進展に即応する政策を考へるならば、当然これら働く者の祭典行事にあらゆる便宜を與へるべきが至当であると考へるものであります。(拍手)五十万人以上の大衆が集まり得る場所は東京においては皇居前広場しかありません。終戦後この場所において五回引続きメーデー行事が行われたのであります。これは場所的に當然のことであり、然るに政府はこのたび突如何の理由なく広場の使用禁止の措置に出たことは、我々はどうしても納得できません。併し今年度のメーデー行事の一切の責任を負う主催者は総評議会と聞いておるので

あります。総評議会は、終戦時の混乱と動搖に乗じて一部の極左分子が我が國労働運動を誤まれる方向へ導かんと狂奔した、(「ノー」と呼ぶ者あり)その中であつて、あらゆるデマと妨害とを排除して、これらの極左分子の破壊勢力と執拗に闘ひ、ここに國際的にも信用を得た立派な民主的労働組合として結成された労働組合が総評議会であり、このことは私のみならず國民の誰しもひとしく認めてゐるところであります。政府は皇居前広場以外の広場を斡旋する便宜を與へるようになつてゐると、こういうふうに言つておるのでありますが、併し私が見るところでは、他の替地の広場では、交通の便からも收容人員の点からも求め得るような場所はないと思ふのであります。従来五回に亘り何らの事故もなく行われたメーデー行事を、健全なる労働組合総評議会がこのたび主催せんとしているのに、何の理由によつて禁止したのであるか。その真意を質したいのであります。國民公園管理規則第四條には、集会又は示威行進の許可に關する取扱について

は、一、政治的又は宗教的目的を有すると認められる集会及び示威行進、二、社会の安寧秩序を紊す虞れありと認められる集会又は示威行進、三、國民の厚生利用を阻害し又は管理上支障を來すと認められる集会又は示威行進となつておるのであります。取扱條

あり、(「ノー」と呼ぶ者あり)

あり、(「ノー」と呼ぶ者あり)

あり、(「ノー」と呼ぶ者あり)

あり、(「ノー」と呼ぶ者あり)

あり、(「ノー」と呼ぶ者あり)

あり、(「ノー」と呼ぶ者あり)

あり、(「ノー」と呼ぶ者あり)

あり、(「ノー」と呼ぶ者あり)

あり、(「ノー」と呼ぶ者あり)

項に示されたことによつては、何らの禁止の事由は我々には見出すことができないのであります。メーデーの行事が今日では国民的規模における労働祭典として挙行されるこの時代に、国民公園管理規則という單なる取扱規定によつてこれを禁止するに至つた政府の真意は、健全なる労働組合運動をも圧迫せんとする時代錯誤の反動政策であると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)殊にこの問題に關してわざわざリッジウェイ最高司令官の見解発表を見るに至らしめたことは、我々は全く遺憾とするところであります。何故に總司令部の手を煩わすことの事態に至らしめたかについて、政府は十分に反省すべきであります。若し政府にして、民主的にして進歩的な労働政策をとるならば、このような不手際なことは発生しなかつたであらうと考えますと、返すくも遺憾の意を私どもは表したくなるのであります。(拍手)

リッジウェイ最高司令官の見解発表の一節にも、この問題につき最高司令官として声明を免したが、併し公衆の集會の權利を保護し、日本の自由な民主的な労働運動の健全な成長を奨励して行くことは、最高司令官の心から切望するところである。このように見解発表の一節には言われておるのであります。この切望は、最高司令官の切望というよりも、我が国が民主国家として育成発展して行く上に絶対必要なこと

とであり、國民のひとしく切望するところであります。

この問題に關して私の吉田總理や保利労働大臣にお尋ねしたいことは、その第一点は、總司令部リッジウェイ最高司令官の見解による、公衆の集會の權利を保護し、日本の自由な民主的な労働運動の健全な成長を奨励しなければならぬということに、メーデー行事を實行的に禁止したこのたびの労働行政は、リッジウェイ最高司令官の見解と一致しておると考えておるかどうかという点であります。その第二点は、自由にして民主的な労働組合として結成された日本労働組合總評議會について、政府は如何なる考えを持つておられるや、これを一部に見られたような破壊的な労働組合として見られておるか否かの点であります。その第三点は、この問題に關しわざ／＼總司令部の見解発表に至らしめた事態について責任を感じておるか否かという点であります。その第四点は、日本の労働組合運動が良識ある指導者によつて折角健全に発展途上にあるとき、總評議會主催のメーデーに会場使用を拒否するときは、勢い労働者と政府との衝突は激烈なものになると我々は考えられるのであります。これは決して緊迫せる国際情勢において好ましいことではないと我々は考えるのであります。政府はこのような事態の進展についてどう考えておるか。これらの諸点について、この問題を重視しておる國民大衆が十分納得でき得るような答弁を要望するものであります。

次に、五月三日、皇居前広場を会場として行われた憲法記念日祝賀式典において、その式典に招待され出席いたしましたところの總評議會議長である武蔵武雄氏外三十六名が検挙されるといふ、このような不祥事件が突発いたしましたことは、我々は誠に遺憾な出来事といふのみで、これを等閑視することは断じてできないのであります。我が国の再出発は言うまでもなく昭和二十二年五月三日より施行を見た日本國憲法によつてその基礎が確立したのであります。全國民がこの施行日を記念日として祝典を行うことは当然であります。あらゆる各界各層の代表者と國民大衆が渾然一体となり新憲法を讃え集うこのおめでたき祝典式場の内外に、約五千名に及ぶ武装警官の動員と、六百名に及ぶ私服警官の警戒裡にこの祝典が行なわれたということは、実に民主國家の現代の日本として遺憾の極みであります。(その通りだ)と呼ぶ者あり、(拍手)これらの警察官諸君が、当日式典に招待され出席した總評議會関係労働運動指導者及び一般労働者大衆を取締の対象として動員されたことは、否めない事実であらうと我々は考えざるを得ないのであります。而もその式場において警察官諸君は、全く常軌を逸した行為により、招待されし出席者が逮捕検挙されるといふがごとき事件の発生を見たことは、目前に迫つた講和條約成立に對しても悪い影響を與へ、且つ又國際的不信を買つたことは否めないものであります。政府はみずからの排発的行為によつて生じたその非を蔽はんがため、当日出席した被招待者を初め当日検挙した三千七名に對し、政令三百二十五号違反容疑で送検すると新聞紙上に報道せしめておりますが、如何なる根拠に基いてかかる重大なる法律違反容疑者としてこれを問題にしたかであります。

私のこの問題についてお尋ねしたき諸点は、憲法施行記念祝典において、而もその会場において、全く憲法無視の數々の行為が政府みずからの手によつて行われたことは、断じて許されるべき行為ではないのであります。(拍手)それらの諸点について政府の責任を追及すると同時に、如何に憲法無視の行為が行われたかについて吉田總理や大橋法務總裁に質問するものであります。この問題についても我々や國民が納得できるお答えを願うものであります。

質問の第一点は、この不祥事件の発生は明らかに挑発行為によつて発生したことは、次の諸点で明瞭であります。僅か二千名程度の總評議會関係労働組合員がこの祝典に参列したにもかかわらず、武装警官五千名も動員し、検挙用のトラタックを隨所に配置し、なお且つ私服警官を式列にある労働者の間に分散配置し、当日招待を受けた總評議會幹部にはその周囲を包圍攻撃のような態勢で備えるという、全く野蠻極まる警戒準備を行なつたのであります。(その通りだと呼ぶ者あり)これらの私服警官の中には、その多くは労働組合員のみが胸に付けることのできる俗にいう組合員バッジ、更に民衆同のバッジ、それを付けて労働者群の中に入り、盛んに挑発行為を行なつたのであります。その事実の一例は、そのために一人の私服警官は仲間の私服警官から誤まつて検束され(笑)手錠をかけられ、警視庁まで連行されたと言われているのであります。このような挑発行為を何のために行なつたかという点、(その通りだと呼ぶ者あり)これは明らかに労働組合運動弾壓の一例であります。これらの挑発的數々の行為に對して責任ある答弁を願うものであります。

質問の第二点は警察官の暴力行為であります。それ／＼の検挙された者は、戦前の検束風景にも見ることのできない、各人に屈わし手錠をはめて検挙したのであります。又参加組合員に對しては、やたらに警棒を揮つて殴打したのであります。警棒使用に關しては明らかに警察官服務規程が定められてゐるはずであります。これは、警察官に對して反抗し、その警察官の身体に迫害を加えられる場合にのみ、自

衛上止むなく使用を許されたるものと存じておるのではありませんが、このたびの警察官の行為はその職務規程に違反せる行為であることは明らかであります。これらの警察官の暴力行為によつて万世橋署に留置された海員組合の土屋誠一君は内出血で倒れておるのであります。これら一連の野蠻的暴力行為が権力を背景として行われたのであります。憲法祝典式場において悲しむべきこの警察官の行為に政府は如何なる責任をとうとするものであるか。明確なる答弁を願うものであります。

質問の第三点は、被検束者釈放に際して、これらの全部がその非を認めて責任をとる態度に出るため、これを釈放したと新聞紙上に報道せしめて、自己の挑発行為の隠蔽を図らんとおるのであります。誰一人政府の言ひ責任を認めた者は被検束者の中にはありません。かかるデマを報道し、問題の真実を曲げんとする行為は、明らかにこれはスパイ政治の行為であります。同時にこれによつて国民の真実に対する誤まつた認識を興える結果となり、且つ又これによつて政令三百二十五号違反事件として事件を成立せしめんとする全くの労働組合運動弾圧の陰謀政治の現われであると断定せざるを得ないのであります。(拍手)又当局は五月一日メーデーのリッジウェイ最高司令官の見解発表を五月三日の憲法祝典に延長解釈しているような報道をたび

たび新聞紙上に発表しておるのであります。こんな三百代言的延長解釈をしなればならない政府の無方針には驚き入るが、リッジウェイ最高司令官の見解発表は飽くまでメーデー問題に関する見解発表であります。これを、憲法祝典式場に参加し、平和憲法を讃えんとした労働者の心からなる平和憲法祝典の行為を、徳川幕府時代の古くさい陰謀政治を以て弾圧せんとする行為は、およそ民主主義とは縁遠いスパイ政治の考へが、これらの諸点について明確になつておるのであります。我々のはかかる問題について政府の明らかな答弁を願うものであります。

最後に申上げたいことは、国際情勢は緊迫し、特にアジア情勢は朝鮮動乱を契機として、我が国の立場は誠に複雑な立場に立つておるのであります。卒直に申上げますと、再び恐るべき悪魔のような戦争が我が国の頭上に蔽いかかつて来る危険性を我々は感じておるのであります。只今その日本の民主化を一段と促進し、その日本の民主化の原動力と言われている労働者を自由にして民主的な労働組織の中に包容せしめ、立派な労働組合を育成発展せしめて、世界の平和に協力せしめる国内態勢を築くことが、現在の日本に課せられたる最大の任務であると我々は考えておるのであります。(拍手)日本国憲法はその任務遂行の基礎であります。これからの日本の生き方を教えた光明

であります。労働者がこの平和憲法を守れと叫び、軍国主義の芽出しに闘つてゐる姿は、世界の民主主義国家のひとしく認めてゐるところであります。然るに吉田内閣は労働組合運動弾圧の現われとして五月一日メーデーの労働祭典を圧迫し、越えて平和憲法を守らんとする労働者に牢獄の刑罰を興えんとするもののごときに至つては、およそ時局認識の欠如した労働政策の貧困、曾つて軍閥が行なつた反動政治と何ら異なるところがないのが只今のあり方であります。(ノー／＼「ファアッ」)

度々の政府の反動的なふるまいの労働政策は、国際的には我が国の信用を落し、講和條約に多大の悪影響を興え、国内的には階級闘争を激化せしめる結果を生ぜしめたことは疑ひ余地はございません。かかる不手際をたび／＼露呈した吉田内閣は、自己の政治力欠如を国民の前に陳謝し、その責任を明らかにせられんことを要望し、私の質問を終えたいと思つております。(拍手)

〔国務大臣保利茂君登壇〕

〔吉田はどうした「吉田を出せ」

「總理を出せ」と呼ぶ者あり、拍

手、「良心的な答弁を願います」

「黙つて聞け」と呼ぶ者あり」

○国務大臣(保利茂君) 只今の御質問

に對してお答えを申し上げます。

五月二日の中央メーデーの開催場所

として問題になりました皇居前国民公園の使用問題に關してでございますが、御承知のように昨年の五月三十日にあの同じ広場におきまして集會が行われまして、大変不幸にも進駐軍軍人に對する不祥事件が起きました、それを動機といたしまして、この国民公園の管理のあり方について各方面から非常な論議が行われました。政府といひましたも、場所柄でございますから、(どういふ場所柄だ「黙つて聞け」と呼ぶ者あり)この管理につきましては特に慎重な考慮をいたしました結果、国民公園管理規則について所要の改正を行ひまして、先ほど御指摘のようにならぬ広場を政治的目的乃至宗教的目的のためにする集會或いは示威行為(労働大臣の所管ではない)と呼ぶ者あり)又は社会の安寧秩序を乱す虞のある集會、示威行為は、将来使用を許可しないようにいたすという決定をいたしておつたのであります。(賛成「それが反動なんだ」と呼ぶ者あり)そこで、今回総評議會が主催者となられて、中央メーデーを同場所において行いたいという申出があつたのでございますけれども、只今申しますような方針に照しまして……山花さんは純然たる労働者の祭典であると、私も無論今回のメーデー主催者の総評議會の幹部のかた／＼が、従来の、とかく相當の批判があつたメーデーのあり方について深く検討をせられて、醇乎たる文

化的な労働祭典を持たいということ(「その通り」と呼ぶ者あり)熱心に苦心をせられておりましたことにつきましては、(よく聞いて置け)と呼ぶ者あり)私もよく承知をいたしておつたわけでございますから、從つて皇居前広場を用ひなくとも、先ほどお話に

ございましたように、政府といたしましては皇居前広場の使用規則はそういうふうな使用方針はいたしておりましたから、明治神宮の外苑等、最もこの祭典を行うのにふさわしい場所の斡旋もいたし、何とか労働者の祭典として、賑やかな、そして意義あるメーデーを持つて頂くように、政府といたしましては誠意を盡しまして総評議會の幹部のかた／＼にお勧めをいたしたのでござ

いますけれども、(冗談でしよう)と呼ぶ者あり)遺憾ながらこのことができません。中央メーデーを持たれなかつたということに對しては、私は非常に遺憾に存じております。(お世話の方向が違ふぞ)と呼ぶ者あり)併しこれを以て、政府が労働組合乃至労働運動を弾圧のためにかような措置をとつたと言われることは、(「その通りじゃないか」と呼ぶ者あり)誠に不本意でございます。御指摘のように、(「社会党頭が悪い」「お前のほうが悪い」と呼ぶ者あり)国家再建の大目的を達して参りますためには、労働者の自発的な奮起と協力なくして国家再建の困難なることは(「その通り」と呼ぶ

者あり)遺憾ながらこのことができません。中央メーデーを持たれなかつたということに對しては、私は非常に遺憾に存じております。(お世話の方向が違ふぞ)と呼ぶ者あり)併しこれを以て、政府が労働組合乃至労働運動を弾圧のためにかような措置をとつたと言われることは、(「その通りじゃないか」と呼ぶ者あり)誠に不本意でございます。御指摘のように、(「社会党頭が悪い」「お前のほうが悪い」と呼ぶ者あり)国家再建の大目的を達して参りますためには、労働者の自発的な奮起と協力なくして国家再建の困難なることは(「その通り」と呼ぶ

者あり）当然のことであるわけでございますから、従つて自由にして民主的な労働運動、特に労働者のための労働運動が健全に発展いたして参りますことは、吉田内閣一貫しての方針として、その結果が、（拍手、発言する者多し）その結果が、一時相当日本の労働運動が一部の破壊勢力に左右せられるという虞れがあつたその域から脱し、真に自由にして民主的な健全な労働組合運動の方向を辿り、それが総評議会の結成となつて、今日将来を期待せられるようになってゐるものと考へる次第でございます。（お世辞を言うな）と呼ぶ者あり）私も決して労働運動を抑圧するなどという意圖は毛頭ないことを重ねて申上げて、御了解を得ておきたいと思ひます。

なお最高司令官の見解発表について政府が何らかの関與いたしたようなふうに見えるようなお話もございましたけれども、（「ひがんでゐる」と呼ぶ者あり）さうなことは絶対にございませぬ。その点は特に（「さういうことを聞いておるのじゃない」と呼ぶ者あり）御了解を頂きたいと思ひ次第であります。（拍手）

「國務大臣大橋武夫君登壇、拍手」
○國務大臣（大橋武夫君） 五月の三日に警視庁におきまして三十七名の労働組合員諸君を逮捕いたしましたのであります。これは憲法記念式の執行中、参列者の一部の者が集団を組みま

して、突如労働歌を高唱いたし、赤旗を振つてデモ行進を開始し、或いはピラを式場内に撒布する者を生じましたので、直ちに東京都公安條例及び占領目的阻害行為処罰令違反の現行犯として、これらの集団行動の指導者と認められる者及び検挙を腕力によつて妨げる者等を逮捕するに至つたのでございします。これらの事案につきましては、現に検察当局において捜査中でございますが、このような行動は決して正當な労働運動と認めるわけには参りませんので、（拍手）、「捕獲したのだ」と呼ぶ者あり）これを逮捕いたしましたことは、警察として（「わかりません」と呼ぶ者あり）当然の処置であり、労働運動に対する弾圧ではございませぬ。（「もつと勉強して来い」と呼ぶ者あり）

次に憲法記念の式典には数萬の国民の参集が予想せられまして、参集者に対しては東京都特別区公安委員会から、銃器その他の危険物及び国旗以外の旗、プラカード類を会場に持ち込むこと、及び集団行進又は集団デモに亘らないようにというような條件が附せられておつたのでございまして、これらの條件を守つて式典を平穩に執り行つたためには、当然相當数の警察官を必要といたしたのであります。当日式場及びその周辺の警備に當りました警察官は、警視庁所屬の約二千名でございまして、この程度の人員は決して過大とは考へておりません。（「その通り」「知能的犯罪には何名要るか」と呼ぶ者あり）又これらの警察官の行動につきまして、或いは排他的行動があつたのではないか、或いは暴力行為があつたのではないか、こういう御質問がございしました。この点は私只今承知いたしておりますが、併し発言は極めて重大であると考えますので、（本當だと呼ぶ者あり）直ちに調査をいたしまして事実を明らかにいたしたいと考へるのであります。（今日始まつたことじゃない」と呼ぶ者あり）

次に五月の四日に三十七名の諸君を釈放いたしておりますが、（「当り前じや」と呼ぶ者あり）この釈放いたしましたのは、捜査上勾留の必要がないという理由で釈放いたしましたのでございまして、これは決して關係者が容疑の事実について認めたとか認めないとか、さういふことは別に理由になつておるわけではございません。全く捜査上勾留の必要がないという理由によつて釈放をいたしましたのであります。事實は今なお捜査中に属していることを附言いたして置きます。（拍手）

○副議長（三木治朗君） 内閣總理大臣の答弁は他日に留保されました。
「山花秀雄君（只今の問題に再質問と述べ）
○副議長（三木治朗君） 再質問の時間はございせん。（「やれ／＼時間なし」質問の要なし」と呼ぶ者あり）

次回は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時四十九分散会

○本日の會議に付した事件
一、食糧管理法の一部を改正する法律案
二、内閣府協同組合協議委員及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案
三、内閣府協同組合協議委員の補欠選挙案
一、日程第一 河川法の一部を改正する法律案
二、日程第二 経済調査庁法の一部を改正する法律案
一、外交問題に關する内閣總理大臣の報告
一、労働組合運動弾圧に關する緊急質問

出席者は左の通り。
議長 三木 治朗君
副議長 三木 治朗君
結城 安次君 山川 良一君
山本 勇造君 村上 義一君
宮城タマヨ君 溝口 三郎君
前田 穰君 藤森 眞治君
藤野 繁雄君 早川 慎一君
徳川 宗敬君 常岡 一郎君
伊達源一郎君 高橋 道男君
高橋龍太郎君 高田 寛君
高瀬莊太郎君 高木 正夫君

鈴木 直人君 新谷寅三郎君
島村 軍次君 西郷吉之助君
高良 とみ君 小林 政夫君
小宮山常吉君 桶見 義男君
木下 辰雄君 河井 彌八君
片柳 眞吉君 加藤 正人君
加賀 操君 奥 むねお君
岡本 愛祐君 尾崎 行雄君
小野 哲君 梶原 眞隆君
桶瀬 常雄君 尾山 三郎君
長島 銀藏君 木村 守江君
秋山俊一郎君 高橋進太郎君
仁田 竹一君 上原 正吉君
石川 策一君 九鬼敏十郎君
加納 金助君 平沼彌太郎君
大矢半次郎君 城 義臣君
植竹 春彦君 岡崎 眞一君
西川甚五郎君 小野 義夫君
鈴木 安孝君 黒田 英雄君
石坂 豊一君 岩沢 忠恭君
北村 一男君 中川 幸平君
一松 政二君 徳川 頼貞君
中山 壽彦君 小串 清一君
工藤 鐵男君 小杉 繁安君
中川 以良君 飯島連次郎君
伊藤 保平君 赤木 正雄君
廣瀬與兵衛君 野田 卯一君
重宗 雄三君 大野木秀次郎君
加藤 武徳君 長谷山行敏君
古池 信三君 白波瀬米吉君
山縣 勝見君 安井 謙君
岡田 信次君 愛知 葵一君
滝井治三郎君 石村 幸作君

三好 始君	池田宇右衛門君	岩間 正男君	千葉 信君
島津 忠彦君	石原幹市郎君	大村龍八郎君	堀 風琴君
木内キヤウ君	鈴木 恭一君	水橋 藤作君	鈴木 清一君
大島 定吉君	郡 祐一君	梅津 錦一君	東 隆君
川村 松助君	竹中 七郎君	森 八三一君	佐多 忠隆君
谷口弥三郎君	有馬 英二君	小林 亦治君	岩崎正三郎君
油井賢太郎君	西山 龜七君	相馬 助治君	千田 正君
堀 未治君	關 伊能君	三浦 辰雄君	石川 清一君
櫻内 義雄君	西田 隆男君	椿 繁夫君	阿田 宗司君
泉山 三六君	平岡 市三君	堀木 鍾三君	松原 一彦君
左藤 義詮君	小林 英三君	羽仁 五郎君	内村 清次君
栗栖 越夫君	林原龜次郎君	小酒井義男君	栗山 良夫君
櫻内 辰郎君	一松 定吉君	山下 養信君	矢嶋 三義君
青山 正一君	金子 洋文君	西園寺公一君	佐々木良作君
清澤 俊英君	カニエ邦彦君	木下 源吾君	棚橋 小虎君
藤原 道子君	加藤ツヅエ君	下條 恭兵君	森崎 隆君
若木 勝藏君	原 虎一君	田方 進君	平林 太一君
齋 武雄君	高田なほ子君	國務大臣	
片岡 文重君	吉川末次郎君	内閣總理大臣	吉田 茂君
小林 孝平君	山花 秀雄君	外務大臣	
荒木正三郎君	菊川 孝夫君	法務總裁	大橋 武夫君
赤松 常千君	菊田 七平君	大蔵大臣	池田 勇人君
山田 簡男君	三輪 貞治君	文部大臣	天野 貞祐君
成瀬 峰治君	田中 一君	農林大臣	廣川 弘禪君
松永 義雄君	小泉 秀吉君	通商産業大臣	横尾 龍君
前之園喜一郎君	岩木 哲夫君	運輸大臣	山崎 猛君
岩男 仁藏君	伊藤 修君	郵政大臣	田村 文吉君
波多野 鼎君	小笠原三男君	電気通信大臣	田村 文吉君
駒井 藤平君	境野 清雄君	労働大臣	保利 茂君
木内 四郎君	稻垣平太郎君	厚生大臣臨時代理	
羽生 三七君	江田 三郎君	建設大臣	増田甲子七君
大野 幸一君	曾弥 益君	國務大臣	岡野 清豪君
中村 正雄君	細川 嘉六君	國務大臣	周東 英雄君
		政府委員	
		内閣官房長官	岡崎 勝男君